現如上人百回忌法要御香儀

(2021年7月1日告示第4号)

1	別院及び支院	
	1等	57, 200 円
	2等	31,600 円
	3等	18,700 円
	4等	13, 350 円
	5等	9, 100 円
	6 等	7, 350 円
	7等	5, 200 円
	8等	3,250 円
	9等	2,550 円
	10 等	2,200 円
	支院	1,700円
2	普通寺院及び教会	
	1 号	1,150円
	2号	1,300円
	3 号	1,350円
	4 号	1,400 円
	5号	1,450円
	6 号	1,600 円
	7 号	1,700 円
	8号	1,800円
	9 号	2,000 円
	10 号	2,200 円
	11 号	2,500 円
	12 号	2,850 円
	13 号	3, 200 円

14 号

15 号

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年· 立教開宗八百年慶讃法要御香儀

(2022年7月1日告示第4号)

1	別院及び支院	
	1等	286,000 円
	2等	158,000 円
	3等	93, 500 円
	4等	66,750 円
	5等	45,500 円
	6 等	36,750 円
	7等	26,000 円
	8等	16, 250 円
	9等	12,750 円
	10 等	11,000円
	支院	8,500 円
2	普通寺院及び教会	
	1号	5,750 円
	2号	6,500 円
	3号	6,750 円
	4号	7,000 円
	5号	7,250 円
	6号	8,000円
	7号	8,500円
	8号	9,000 円
	9号	10,000 円
	10 号	11,000円
	11 号	12,500 円
	12 号	14, 250 円
	13 号	16,000 円
	14 号	18,000円
	15 号	21,000円
(3) 僧侶	
住職・教会主管者及び		の本務代務者
		15,000 円
	兼務代務者	6,000円
	教師	12,000 円
	教師でない僧侶	4,500 円

3,600円

4,200 円

実如上人五百回忌法要御香儀

(2023年7月1日告示第10号)

1 別院及び支院 1等 57,200円 2等 31,600 円 3 等 18,700円 4等 13,350円 5等 9,100円 6等 7,350円 7等 5,200円 8等 3,250円 9等 2,550円 2,200円 10 等 支院 1,700円 2 普通寺院及び教会 1号 1,150円 2号 1,300円 1,350円 3号 4号 1,400円 5号 1,450円 6号 1,600円 7号 1,700円 8号 1,800円 9号 2,000円 10 号 2,200円 11 号 2,500円 12 号 2,850円 13 号 3,200円 14 号 3,600円 15 号 4,200 円

闡如上人三十三回忌法要御香儀

1

2

15 号

(2024年7月1日告示第5号)

別院及び支院	
1等	57, 200 円
2等	31,600 円
3等	18,700 円
4等	13,350円
5等	9,100 円
6等	7,350 円
7等	5,200 円
8等	3,250 円
9等	2,550円
10 等	2,200 円
支院	1,700円
普通寺院及び教会	
1号	1,150円
2号	1,300円
3号	1,350円
4号	1,400円
5号	1,450円
6 号	1,600円
7号	1,700円
8号	1,800円
9号	2,000 円
10 号	2,200 円
11 号	2,500円
12 号	2,850円
13 号	3,200 円
14 号	3,600 円
😁	

4,200 円

(参考)

院号法名切寸法

(表装なし、カッコ内は曲尺)

種別	長さ	幅
30代	10.3 cm (0.34 尺)	5.5 cm (0.18 尺)
50代	13.3 (0.44)	7. 2 (0. 24)
70代	17. 2 (0. 57)	8.4 (0.28)
100代	22. 2 (0. 73)	10.9 (0.36)
150代	32.7 (1.08)	14.6 (0.48)
200代	37. 2 (1. 23)	17.6 (0.58)
300代	43.3 (1.43)	20.6 (0.68)
400代	55.5 (1.83)	23.7 (0.78)
500代	66. 0 (2. 18)	31. 2 (1. 03)
700代	85.8 (2.83)	34. 2 (1. 13)
800代	87.3 (2.88)	35.7 (1.18)
一貫代	97.8 (3.28)	40.3 (1.33)

ただし、相続講賞典内規による御扱の院号法名の 種別は、30 代から 300 代までに限る。 ■真宗大谷派の寺院・教会の宗教法人規則(準則)

宗教法人「一寺」規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この寺院は、宗教法人法による宗教法人 であって、「 寺」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教法人(以下「法人」という。) の事務所は、 に置く。 (包括団体)

第3条 この法人の包括団体は、宗教法人「真宗 大谷派」とする。

(目的)

- 第4条 この法人は、その包括団体の規程たる真 宗大谷派宗憲(以下「宗憲」という。)により、 宗祖親鸞聖人の立教開宗の本旨に基いて、教義 をひろめ、儀式行事を行い、門徒を教化育成し、 社会の教化を図り、その他この寺院の目的を達 成するための、堂宇その他の財産の維持管理その 他の業務及び事業を運営することを目的とする。 (公告の方法)
- 第5条 この法人の公告は、事務所の掲示場に1 0日間掲示して行う。

第2章 役員その他の機関

第1節 代表役員及び責任役員

(代表役員の資格)

- 第6条 代表役員は、この寺院の住職の職にある 者をもって充てる。
- 2 住職は、宗憲により、 姓を名乗る教師 について、真宗大谷派の代表役員たる宗務総長 (以下「宗務総長」という。) が任命する。
- 3 住職の任命の申請は、総代の同意を得て、住 職又は住職代務者が行い、住職及び住職代務者 がともにないときは、総代が合議して行う。 (代表役員の職務権限)

第7条 代表役員は、この法人を代表し、その事 務を総理する。

(責任役員の員数)

- 第8条 この法人には、 人の責任役員を置く。 (責任役員の資格、選定及び職務権限)
- 第9条 代表役員以外の責任役員は、次に掲げる 者とする。
- (1) この寺院に僧籍を有する者のうちから代表 役員が総代の同意を得て選定した者
- (2)総代が選定した者
- 2 前項第1号の規定によって責任役員を選定す

- る場合において、この寺院に僧籍を有する者が ないとき、又はその僧籍を有する者のうちから 選定することができないときは、代表役員は、 総代の同意を得て、他の者のうちからこれを選 定することができる。
- 3 この法人の事務は、責任役員の定数の3分の 2以上によって決し、その議決権は各々平等と

(責任役員の任期)

- 第10条 代表役員以外の責任役員の任期は、3 年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠責任役員の任期は、前任者の残任期間と
- 3 後任責任役員は、現任者の任期満了1ヵ月前 までに選定しなければならない。

第2節 代務者

(代表役員代務者)

- 第11条 代表役員が次の各号の一に該当すると きは、代表役員代務者を置き、この寺院住職代 務者の職にある者をもってこれに充てる。
 - (1) 死亡その他の事由に因って欠けた場合にお いて、すみやかにその後任者を選ぶことがで きないとき
 - (2) 病気その他の事由に因って3月以上その職 務を行うことができないとき
- 2 住職代務者は、宗憲により、教師について、 宗務総長が任命する。
- 3 住職代務者の任命の申請は、総代の同意を得 て、住職が行い、住職がないときは、総代が合 議して行う。
- 4 住職代務者の任期は、3年とする。但し、再 任を妨げない。

(責任役員代務者)

第12条 代表役員以外の責任役員が前条第1項 各号の一に該当するときは、責任役員代務者を 置き、他の責任役員及び総代の同意を得て、代 表役員が選定する。

(職務権限及び退任)

- 第13条 代務者は、代表役員又は責任役員に代 ってその職務権限の全部を行う。
- 2 代務者は、その置かなければならない事由が なくなったときは、当然退任するものとする。

第3節 仮代表役員及び仮責任役員 (仮代表役員)

- 第14条 代表役員は、この法人と利益が相反す る事項については、代表権を有しない。この場 合においては、仮代表役員を置かなければなら
- 2 仮代表役員は、他の責任役員及び総代の合議

によって選定する。

- 3 前項の規定によることができないときは、こ の寺院を管轄する教務所長をもって充てる。 (仮責任役員)
- 第15条 責任役員は、その責任役員と特別の利 害関係がある事項については、議決権を有しな い。この場合においては、仮責任役員を置かな ければならない。
- 2 仮責任役員は、他の責任役員及び総代の合議によって選定する。

第4節 総代

(員数、資格、選定及び任期)

- 第16条 この寺院には、 人の総代を置く。
- 2 総代は、この寺院の門徒で、衆望の帰するもののうちから選定する。
- 3 第10条の規定は、総代に準用する。 (職務権限)
- 第17条 総代は、責任役員に協力して、この寺 院の興隆に努めなければならない。
- 2 総代は、この寺院の業務について、勧告及び 助言をすることができる。

(同意を要する事項)

- 第18条 次に掲げる事項については、あらかじめ総代の同意を得なければならない。但し、緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第4号に掲げる事項が1年以内の期間に係るものである場合は、この限りでない。
 - (1) 借入及び臨時の融通
 - (2) 主要建物の新築、改築、増築、移築、除却 及び著しい模様替
- (3) 土地の著しい模様替
- (4) 主要な境内建物及び境内地の用途の変更並 びにこの法人の目的以外の使用

(欠格)

第19条 宗教法人法に定める役員の欠格に関する規定は、総代にも準用してこれを適用する。

第3章 財務

(宗費の負担)

- 第20条 この法人は、宗憲その他の規則で定めるところにより、宗費を納付する義務を負う。 (財産の種別)
- 第21条 この法人の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

(特別財産)

- 第22条 特別財産は、総代の同意を得て法宝物 又は宝物として設定した財産とする。
- 2 特別財産は、処分し、又は担保に供することができない。但し、総代の同意を得て、宗務総長の承認を受けたときは、この限りでない。

(基本財産)

- 第23条 基本財産は、不動産、有価証券、現金 及び預金について、総代の同意を得て設定した 財産とする。
- 2 基本財産たる現金は、有価証券に替え、又は 信託にし、若しくは信用がある銀行等に預けて、 保管しなければならない。
- 3 基本財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。但し、これを交換し、売り払い、譲り渡し、又は担保に供しようとする場合においては、更に宗務総長の承認を受けなければならない。

(普通財産)

- 第24条 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。
- 2 普通財産たる不動産を貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、 又はこれにこの法人以外の私権を設定しようと するときは、総代の同意を得なければならない。 (保証の禁止)
- **第25条** この法人は、保証をすることができない。 (経費)
- 第26条 この法人の経費は、門徒の その他普通財産たる収入をもって支弁する。 (予算の編成)
- 第27条 この法人の歳入及び歳出は、毎会計 年度予算をもって定める。
- 2 予算は、すべての収入を歳入とし、すべての 支出を歳出として、毎会計年度開始1ヵ月前ま でに編成しなければならない。

(予算の区分)

第28条 予算は、経常及び臨時の2部に分ける。 2 特別の法要、著しい営繕その他臨時の経費は、 臨時部に計上する。

(予算の補正)

第29条 予算編成後、やむを得ない事由が生じたときは、予算に追加又は変更を加えるため補正予算を編成することができる。

(特別会計の設定)

第30条 特別の必要があるときは、総代の同意 を得て特別会計を設定することができる。

(決算書の作成)

第31条 決算書は、毎会計年度終了後、すみやかに作成しなければならない。

(歳計剰余金の処置)

第32条 歳計に剰余を生じたときは、翌年度の

歳入に繰り入れ、又は特別会計の収入に充てる ことができる。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年 月日に始まり、翌年 月日に終るものとする。

第4章 財産目録その他の備付表簿 (財産目録の作成)

- 第34条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に、財産目録を作成しなければならない。 (備付表簿)
- 第35条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え、これらを整備しなければならない。
- (1) 規則及び認証書
- (2) 役員名簿
- (3) 僧籍名簿
- (4) 総代名簿
- (5) 門徒名簿
- (6) 寺族名簿
- (7) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- (8) 責任役員及び総代会議の議事録並びに事務 処理簿
- (9) 過去帳
- (10) 由緒沿革を示す書類
- (11) その他重要事項の記録

第5章 補則

(規則の変更の手続)

第36条 この規則を変更しようとするときは、 責任役員の定数の全員及び総代の同意を得て、 宗務総長の承認及び 知事の認証を受 けなければならない。第2条、第3条又は第3 7条の規定の変更については、更に門徒の3分 の2以上の同意を得るものとする。

(合併及び解散の手続)

第37条 この法人が合併し、又は解散しようとするときは、責任役員の定数の全員及び総代並びに門徒の3分の2以上の同意を得て、宗務総長の承認及び 知事の認証を受けなければならない。

(清算人)

- 第38条 この法人が解散したときは、代表役員 又はその代務者が清算人となる。
- 2 前項の規定によることができないときは、清 算人は、総代の意見を聞いて、責任役員が選定 する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散したときは、その残余 財産は、解散当時の住職に帰属する。

- 2 前項の規定によることができないときは、清 算人は、総代の同意を得て、 姓を名乗る 解散直前の住職の遺産継承者に、その財産を公 平に分配しなければならない。
 - 3 前2項の規定によることができないときは、 清算人は、総代の同意を得て、真宗大谷派又は 真宗大谷派に包括される宗教団体又は公益事業 のために、その財産を処分することができる。
 - 4 第1項及び第2項の住職には、兼務住職及び 住職代務者は含まないものとする。

(宗憲及び真宗大谷派規則の効力)

第40条 宗憲及び真宗大谷派規則中この法人に 関係がある事項に関する規定は、この法人についても、その効力を有する。

(施行細則)

第41条 この規則の施行に関する細則は、総代 の同意を得て定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、設立の登記をした日から施行する。
- 2 この規則施行当初の代表役員は 寺住職 とし、その他の責任役員は

及びとする。